

事業評価シート

担当課・室長：自動車環境対策課長

事業名	総量削減対策
上位施策名	大気環境の保全 (ア 窒素酸化物対策)
1 事業の概要	<p>自動車の単体規制及びこれまで実施してきた対策だけでは、二酸化窒素の環境基準を達成することが困難な大都市部の道路沿道への対策として、平成4年に自動車NOx法を制定し、首都圏及び近畿圏の6都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県）196市町村を特定地域として指定し、二酸化窒素に係る環境基準の概ね達成の目標期限を平成12年度末として、自治体ごとに総量削減計画を策定し、各種施策を実施することとした。しかしながら、今日においても、環境基準の概ね達成は依然として非常に困難な状況にあるため、本年6月、自動車NOx法を改正し、総量削減対策の強化を図ることとした。</p>
2 進捗状況	<p>特定地域におけるNO₂の環境基準達成状況の推移（自排局：平成2年～11年）によると、特殊な気象状況等の影響と推察される平成11年度を除き環境基準の達成率は、依然低いレベルに推移している。</p> <p>環境基準の概ね達成という目標が適わなかった原因としては、次のようなことが挙げられる。</p> <p>計画策定当初の想定より自動車走行量が増大し、車種規制等の施策の効果が相殺された。</p> <p>事業所管大臣ごとに定められる自動車使用合理化指針が必ずしも機能しなかった。</p> <p>単体規制値が車種規制値より強化された車種があるが、車種規制基準が強化されなかった。</p> <p>低公害車の普及について、平成11年度末まで約30万台を想定していたが、約1万6千台に止まっている。</p> <p>物流・人流・交通流対策の施策効果を評価する手法が確立されず、こうした施策の定量的評価と進行管理がなされていない。</p> <p>このため、自動車NOx法を改正し、事業者に係る措置を強化するとともに、車種規制の強化など同法に基づく対策の強化を図ることとしている。</p>
3 評価	<p>車種規制及び事業者指導の強化等を図り、二酸化窒素の特定地域内における環境基準の早期達成を目指すべく自動車NOx法を改正した。今後、改正自動車NOx法の目標を達成するため、本法に基づく施策の具体化を図るとともに、各施策の進捗管理・点検を行うことが必要である。</p>

4 予算事項名	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減法施行管理費 ・自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減対策推進費 ・低公害車普及等事業費補助 ・大気環境改善のための電気自動車活用実証調査 ・事業所等における自動車管理計画策定事業 ・環境保全型交通体系（E S T）推進経費
5 対応副施策等	